

要介護認定に関する届出について

令和6年3月 介護保険課 業務改善担当
認定担当

施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了の届出について

①施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了の届出とは

「施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了 届出書」は被保険者がどの施設に入所したか、また、施設入所前に居宅介護サービス計画等の作成を依頼している場合は、施設入所をもって居宅介護サービス計画等の作成依頼の契約を終了したことを被保険者から本市に届け出ていただくものです。

②届出提出のおねがい

- 本届出は任意の届出ではありますが、
 - ・届出があった施設に対して、入所者が更新時期を迎える際、更新対象者被保険者一覧表が送付され、更新申請漏れを防ぐことができる
 - ・届出書を提出した場合、「資料提供」の際に「事業者が本人と契約関係にあることの確認書類」の提出が不要となる
 - ・要介護認定の処分時に結果等の情報を提供する「情報提供制度」の利用が可能となるなどのメリットがあるため、届出の提出にご協力ください。
- 本届出を提出した被保険者が施設を退所した場合は、「施設退所届出書」を提出いただいています。
- 届出様式は、神戸ケアネットの「要介護・要支援認定の帳票一覧」のページに掲載しているため、各様式をダウンロードし、A4サイズの普通紙に等倍で印刷してご使用ください。

認定調査委託業務について（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）

①認定調査業務の委託契約書類について

本市では介護保健施設に入所中の方の認定調査は当該施設で行っていただいております。令和6年度の認定調査委託契約における書類を2月上旬に送付しておりますので、未提出の場合は急ぎお送りいただくようお願いいたします。

なお、業務責任者は認定調査業務について実務を把握している役職の方（管理者、室長等）を選任いただいております。業務に関するご連絡窓口となりますので、必ず実務のわかる方の選任をよろしくをお願いいたします。

②認定調査における業務管理について

認定調査における業務管理が不十分であることから、認定結果通知が遅れる、対象者の不利益に繋がるなどの事象が発生しています。入所者の要介護認定の有効期間の管理、更新／変更申請、認定調査の依頼、認定調査の実施、認定調査票の送付、認定結果の受理まで、一連の流れを把握し、適切に管理していただきますようお願いいたします。

③認定調査に関する注意事項について

- 認定調査の依頼書が届く前に調査を行うことはできません。
- 数日前に骨折した、前日に退院した等、一時的に状態が変化している場合や、急性期の場合は過去1週間での判断が困難になる為、調査を行うことはできません（認定調査員テキストP6、認定調査員マニュアル参照）。調査を行っていか迷う場合は、調査を行う前に認定事務センターまたは介護保険課までご相談ください。